

一般会計の決算額は、歳入 203 億 6,549 万円、歳出 203 億 975 万円で差し引き 5,574 万円となりました。この額から翌年度へ繰り越すべき財源 3,369 万円を差し引いた、2,205 万円が実質的な黒字です。

特別会計は、「ベルデしもさと」地区分譲地の完売に伴い、事業が終了した宅地造成事業を除き全て黒字です。企業会計は、水道事業で黒字、下水道事業は減価償却費が高額なため赤字、農業共済事業は家畜共済の損失により赤字、病院事業は医師不足に伴う収入の減少などにより赤字ですが、一般会計からの追加支援等により、資金不足はありません。

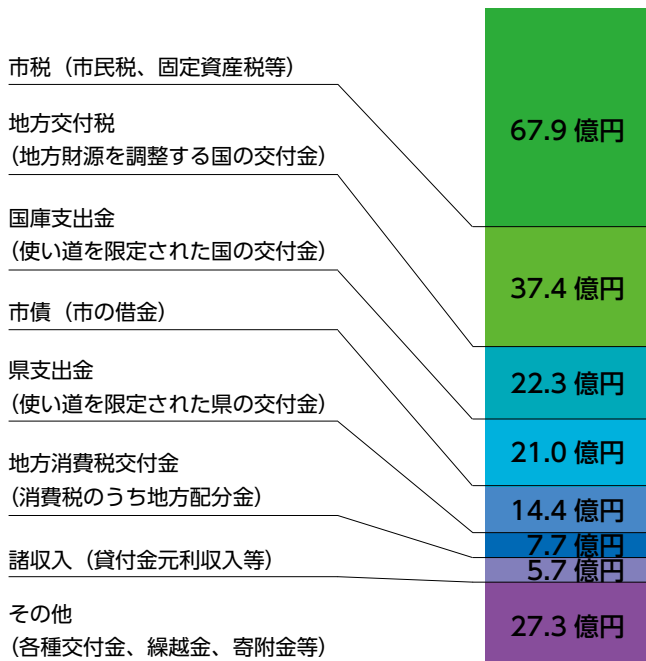
会計種別	歳入	歳出	収支	
一般会計	203 億 6,549 万円	203 億 975 万円	5,574 万円	
特別会計	国民健康保険	61 億 7,221 万円	58 億 5,483 万円	3 億 1,738 万円
	介護保険	43 億 9,852 万円	43 億 7,122 万円	2,730 万円
	後期高齢者医療	5 億 6,194 万円	5 億 6,050 万円	144 万円
	公園墓地整備事業	5,739 万円	5,099 万円	640 万円
	宅地造成事業	1 億 625 万円	1 億 625 万円	0 万円
企業会計	水道事業	11 億 4,897 万円	11 億 1,073 万円	3,824 万円
	下水道事業	22 億 2,860 万円	22 億 9,476 万円	▲ 6,616 万円
	農業共済事業	9,463 万円	9,544 万円	▲ 81 万円
	病院事業	59 億 2,262 万円	59 億 4,102 万円	▲ 1,840 万円

※決算状況の詳細は、市ホームページをご覧ください。

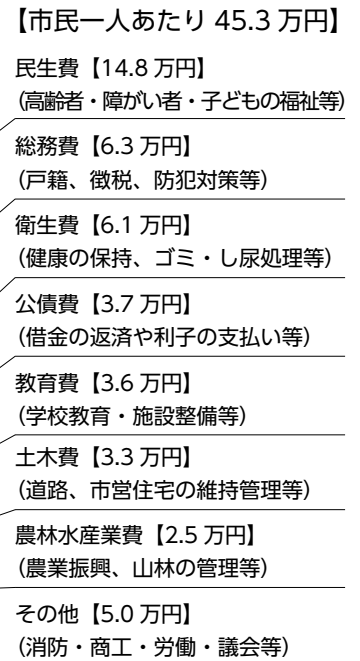
■一般会計の歳入歳出

対前年度比で歳入が約 5 億 6 千万円の減、歳出が約 5 億 1 千万円の減となりました。主な要因は、小学校施設の耐震化などの大規模建設事業が完了したためです。

歳入 203 億 6,549 万円



歳出 203 億 975 万円



■主に実施した施策

老朽化していた市民会館文化ホールの耐震・改修工事

5 億 9,542 万円（総務費）



改修工事を行った市民会館文化ホール

幼児期の教育と保育の一体的な提供拡充のため、加西こども園を整備

3 億 8,748 万円（民生費）



平成 29 年 4 月開園の加西こども園

子育て支援として、4・5 歳児の保育料を無料化（給食費等を除く）

1 億 6,948 万円（民生費）

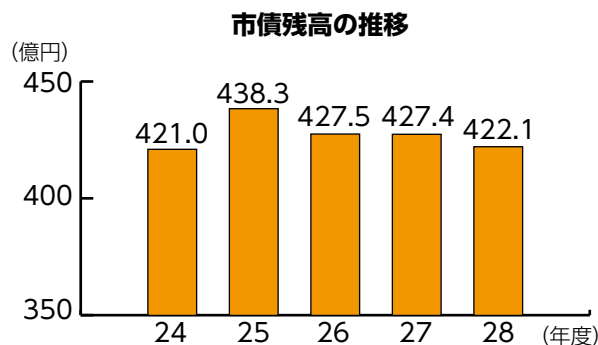
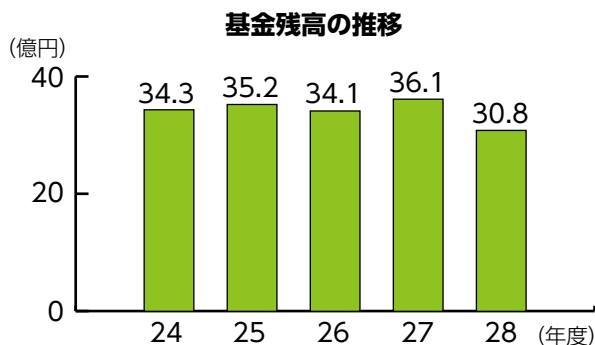


元気いっぱい遊ぶ子どもたち

■基金残高（貯金）と市債残高（借金）の状況

基金残高は、前年度と比べると約5億3千万円減少し、30億8千万円となりました。主な要因は、人口減少に伴う地方交付税の減少と、医師不足等により経営が悪化した病院事業会計への追加支援によるものです。基金は、災害や経済不況などの予測しがたい財政負担に備えて積み立てています。市民一人あたりでは約7万円の貯金となります。

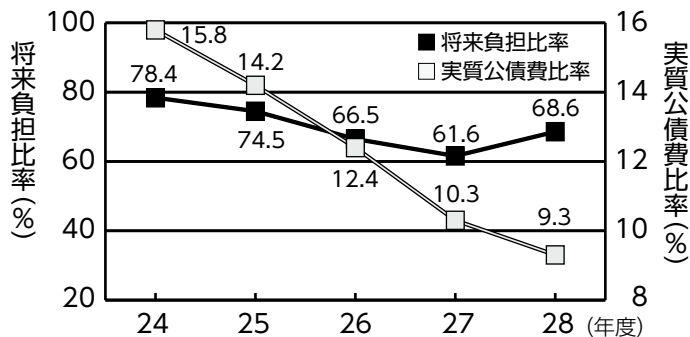
市債残高は、前年度と比べると約5億円減少し、422億1千万円となりました。市民一人あたりでは、約94万円の借金となります。



■財政状況は健全です

平成18年度から計画的に公債費負担の軽減を図ってきたため、財政の健全化を判断する4つの比率はすべて健全です。

平成28年度決算時点の実質公債費比率は、下水道事業債の償還額の減少等から9.3%（前年度比1.0ポイント改善）となりました。また、将来負担比率は、老朽施設の耐震化を図るため市債を発行したこと等から、68.6%（同7.0ポイント悪化）となりました。



■財政の4つの健全化判断比率

	28年度加西市決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率（一般会計等の赤字額から財政運営の深刻度）	赤字額なし（△0.24%）	13.11%	20.0%
連結実質赤字比率（全会計の赤字額から財政運営の深刻度）	赤字額なし（△16.30%）	18.11%	30.0%
実質公債費比率（借金の返済額等から資金繰りの危険度）	9.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率（借金の残高から将来財政への圧迫度）	68.6%	350.0%	—

UJIターン若者世帯の住宅ローン金利を引き下げ

問合せ先／産業振興課 ☎42-8740 FAX43-1802
sangyo@city.kasai.lg.jp

加西市は、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、市外からUJIターンする若者定住促進住宅補助制度の利用者が、住宅の取得に際して『【フラット35】子育て支援型・地域活性化型』を利用する際に、金利の優遇措置を受けることができる制度を10月2日から開始します。



独立行政法人住宅金融支援機構と協定を締結

利用には、市が発行する「利用対象証明書」を【フラット35】取扱金融機関へ提出する必要があります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

■主な要件

- ①市外からのUJIターンにより住宅を取得すること
 - ②若者定住促進住宅補助制度の要件を満たすこと
- 金利優遇／当初5年間の金利を0.25%引き下げ

●若者定住促進住宅補助制度

- 対象者（全ての要件に該当）／①自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅、兼用住宅を新築または購入
- ②夫婦の合計年齢が80歳以下（単身世帯は40歳以下）
 - ③住宅の取得に対する借入れがある
 - ④取得した住宅の登記名義人
- ※詳しくはお問い合わせください。